

阿南市指定介護予防・日常生活支援総合事業指定
事業者監査要綱

平成29年2月1日

阿南市要綱第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の7から第115条の45の9までの規定に基づき、阿南市（以下「市」という。）が法第115条の45の5の規定による指定事業者若しくは指定事業者であった者又は当該指定に係る事業所の従業者若しくはその従業者であった者に対して行う第1号事業の内容及び第1号事業支給費に係る費用の給付に関して行う監査（以下「監査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号事業 法第115条の45第1項第1号に規定する事業をいう。
- (2) 第1号事業者 第1号事業を行う者をいう。
- (3) 指定事業者 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
- (4) 指定第1号事業 指定事業者により行われる第1号事業をいう。
- (5) 指定第1号事業者 指定第1号事業を行う指定事業者をいう。
- (6) 第1号事業支給費 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。
- (7) 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業所 第1号訪

問事業のうち、省令第140条の63の6第1号イに規定するサービスとして阿南市指定介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年阿南市要綱第6号。以下「人員等基準要綱」という。）第2章に定める基準を満たす指定事業者が実施するサービスの事業を行う事業所をいう。

- (8) 阿南市訪問型生活応援サービス事業所 第1号訪問事業のうち、省令第140条の63の6第1号イに規定するサービスとして人員等基準要綱第3章に定める基準を満たす指定事業者が実施するサービスの事業を行う事業所をいう。
- (9) 阿南市介護予防通所介護相当サービス事業所 第1号通所事業のうち、省令第140条の63の6第1号ロに規定するサービスとして人員等基準要綱第4章に定める基準を満たす指定事業者が実施するサービスの事業を行う事業所をいう。
- (10) 阿南市はつらつデイサービス事業所 第1号通所事業のうち、省令第140条の63の6第1号ロに規定するサービスとして人員等基準要綱第5章に定める基準を満たす指定事業者が実施するサービスの事業を行う事業所をいう。

（目的）

第3条 監査は、指定第1号事業者等の第1号事業の内容に係る人員等基準要綱違反若しくはその疑い又は第1号事業支給費の給付に係る不正若しくは著しい不当の疑い（以下「指定基準違反等」という。）がある場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を執ることを主眼とし、第1号事業の質の確保及び第1号事業支給費の適正化を図ることを目的として実施する。

（監査対象の選定）

第4条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行う。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 徳島県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 国保連等からの通常情報

(2) 実地指導等において確認した情報

県又は市が一体的に運営する訪問介護事業所及び通所介護事業所への法第23条及び第24条による指導又は法第76条の規定による質問、検査等により確認した指定基準違反等に関する情報

（監査の方法等）

第5条 市長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定第1号事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員の関係者に対して質問させ、若しくは当該指定第1号事業者等の当該指定に係る事業所その他第1号事業に関係のある場所に立ち入らせ、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行わせるものとし、監査方法等は、次のとおりとする。

(1) 実施通知

監査対象となる指定第1号事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、日時、場所、担当者及び出席者の内容を文書により当該指定第1号事業者等に通知する。ただし、緊急に実地検査等を実施する必要があると判断した場合には、実地検査等の当日に通知を行うことができるものとする。

(2) 事業所に立ち入ることによる実地検査等

当該指定第1号事業者等の当該指定第1号事業所、事務所その他第1号事業に関係のある場所に立ち入り、実地検査等を行う場合には、市の係長以上の職員を含む2名以上

の職員によりこれを行わせるものとする。

- (3) 監査調書の作成 監査の実施に当たった職員は、監査終了後、速やかに監査調書を作成する。

(監査結果の通知等)

第6条 市長は、監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。また、市長は、当該指定第1号事業者等に対して、文書で通知した事項については、文書により報告を求めるものとする。

(関係機関の連携等)

第7条 市長は、実地検査等を行う際に、指定事業所内で訪問介護又は通所介護を実施している場合にあつては、事前に実地検査等を行う旨の情報提供を関係自治体に対して行うものとする。

- 2 市長が行う実地検査等、勧告、命令等及び指定第1号事業者の指定の取消し等の事務については、県内における標準化等を図る観点から、県と連携するものとする。

- 3 市長は、指定第1号事業者に対して実施した監査の内容及び結果について、必要があると認めるときは、県、国保連及び当該指定第1号事業者を指定している他の市区町村長へその情報提供を行うものとする。

(行政上の措置)

第8条 市長は、監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、次のとおり法第115条の45の8及び第115条の45の9の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

- (1) 勧告

ア 市長は、指定第1号事業者等に指定基準違反等の事実が確認された場合には、当該指定第1号事業者等に対し、相当の期限を定めて、文書により人員等基準要綱等を

遵守すべきことを勧告し、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

イ 当該指定第1号事業者等は、アの勧告を受けた場合には、アの期限内に当該勧告に応じて執った措置の内容を文書により市長に報告しなければならない。

(2) 命令

ア 前号の勧告を受けた指定第1号事業者等が正当な理由がなく、その勧告に係る措置を執らなかった場合には、市長は、当該指定第1号事業者等に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命令することができる。この場合においては、市長は、遅滞なく、当該命令を行った旨を公示しなければならない。

イ 当該指定第1号事業者等は、アの命令を受けた場合には、アの期限内に当該命令に応じて執った措置の内容を文書により市長に報告しなければならない。

(3) 指定の取消等

市長は、指定基準違反等の内容等が、法第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定第1号事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

（聴聞等）

第9条 監査の結果、当該指定第1号事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合には、市長は、当該監査後、取消処分等の名宛人となるべき者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（不正利得の徴収）

第10条 市長は、勧告、命令又は取消処分等を行った場合において、第1号事業支給費の全部又は一部について当該指定第1号事業者に対し、法第22条第3項に基づき不正利得の徴収を行うものとする。

2 市長は、不正利得の徴収を求めるときは、原則として、当該指定第1号事業者等に対し、当該不正利得を返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。